

事務連絡
令和7年5月14日

各都道府県水道行政担当部（局）長 殿

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課
環境省水・大気環境局環境管理課

水道における衛生上の措置の徹底について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

今般、群馬県神流町神流簡易水道において、水道水を原因とする食中毒が発生しました。調査の結果、配水池内の越流管を経由して農業用水が混入したことが主な原因とされています。また、水道法施行規則第15条の規定に基づく毎日検査は、原則として末端給水栓で行われるべきところ、上流部の浄水場にて残留塩素自動測定システムによる監視のみしか行われておらず、異常の早期発見ができなかったことも原因の一つとされています。

このことを踏まえ、下記について御了知の上、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者に対する周知指導をお願いします。

そのうち、下記の1について、早急に、貴管内の都道府県知事認可の水道事業者及び水道用水供給事業者を確認の上、別紙1の報告要領に基づき、令和7年5月30日までに報告をお願いします。

記

1. 農業用水が配水池に流入した今回の事案は、配水池内の越流管が農業用水の排水系統と接続していたことによることを踏まえ、配水池の越流管及び排水管と、水道以外の施設との不適切な接続がないか確認し、確認された場合は切り離す等の適切な措置を行うこと。
2. 消毒の残留効果を判断できる適切な採水場所を選定し、水質検査を実施し、適切な水質管理を図ること。

(別紙1) 報告要領

(別紙2) 群馬県調査報告書（令和7年5月7日）

国土交通省水管理・国土保全局水道事業課

TEL : 03-5253-8111 担当 : 山口、小林

E-mail : hqt-shidoushitsu@ki.mlit.go.jp

環境省水・大気環境局環境管理課水道水質・衛生管理室

TEL : 03-5521-8300 担当 : 渡辺、宇津木

E-mail : suido-suishitsu@env.go.jp

報告要領

1. 報告対象

- (1) 水道事業（簡易水道含む）
- (2) 水道用水供給事業

2. 記入事項

別添の様式に、貴管内の都道府県知事認可の水道事業（簡易水道含む）及び水道用水供給事業を記入の上、各地方整備局あてに令和7年5月30日までに報告してください。

- ・ 配水池の越流管及び排水管と、水道以外の施設との不適切な接続の確認

貴管内の都道府県知事認可の水道事業（簡易水道含む）及び水道用水供給事業の配水池の越流管及び排水管と、水道以外の施設との接続について、図面及び写真等で確認した結果を、下から選択してください。

（確認内容）

- ①接続が無いことを確認
- ②接続があることを確認し、切断を実施
- ③接続があることを確認し、切断を予定（備考に時期を記載）